

## マドリッドハイライト(Madrid Highlights) (抄訳)

2014年12月 | No. 4/2014

○加盟国情報

### 共通規則の改正

2014年9月22～30日の日程でジュネーブで開催された第48回マドリッド加盟国総会において、共通規則の改正が承認されました。

### 継続手続：第5規則の2（新規）、第20規則の2(3)及び第27規則(1)

新たに規定された第5規則の2は、出願人や名義人が国際事務局に対する応答を期間内に行えなかった場合に、継続手続の請求をことにより、国際事務局に手続の救済を行えるようにするものです。

継続手続については、以下の場合に請求することが可能です。

- 第11規則(2)及び(3)  
出願人に依拠する欠陥のみに適用される。  
(本国官庁を経由して提出される第12規則及び第13規則は適用外)
- 第20規則の2(2)  
ライセンスの記録の請求に関する欠陥
- 第24規則(5)(b)  
事後指定の請求に関する欠陥
- 第26規則(2)  
国際登録簿の記録の変更及び取消しに関する欠陥
- 第34規則(3)(c)(iii)  
個別手数料における第二段階の料金納付の期間途過
- 第39規則(1)  
承継国への国際登録の効果継続に関する請求の期間途過

第 34 規則(3)及び第 39 規則(1)に関しては、提示された納付期限より 2 月を越えない範囲内において国際事務局が受領した場合に認められることとなります。その他のケースについては、欠陥通知の応答期限より 2 月を越えない範囲内において国際事務局が受領した場合に認められることとなります。

この継続手続については、2015 年 1 月 1 日以降に期限を迎える案件に対して、請求することが可能となります。

よくある質問：継続手続

質問：

第 5 規則の 2 に基づく継続手続を請求の際、国際事務局からは何が求められることとなりますか？

回答：

継続手続の請求については、MM20（新規）を用いて出願人又は名義人が署名の上、上記のとおり 2 ヶ月以内に国際事務局に提出する必要があります。当該 2 ヶ月以内に手続を行い、200 スイスフランを支払うことにより、欠陥が治癒されることとなります。

質問：

継続手続が認められた場合、国際出願や事後指定の日付はいずれの日が適用されるのでしょうか？

回答：

継続手続が認められたということは、国際出願や事後指定の請求が有効であり、放棄されていない状態であることを意味しています。したがって、国際登録及び事後指定は、もとの出願日と同日のものとして扱われ、国際登録簿に記録されることとなります。

質問：

継続手続が認められた場合、ライセンスの記録の請求、国際登録簿の変更や取消しの請求の日付はいずれの日が適用されるのでしょうか？

回答：

これらの手続に関する記録日は、名義人が欠陥を解消すべき応答期限の最終日に記録されることとなります。（例えば、欠陥への応答期限として 3 ヶ月の機関が与えられていた場合、その最終日）

## 一部更新：第 30 規則

第 30 規則の改正により、国際登録簿の更新の運用が変わります。

2014 年までは、ある指定国において一部の区分の商品及び役務のみしか保護がなされていない場合であっても、国際登録簿の更新日までに事前に減縮 (Limitation) の申請をしない限りは、国際登録簿のメインリストに記録されている全ての区分の料金を支払わねばなりませんでした。

2015 年 1 月からは、第 18 規則の 3(2)に基づく一部保護の結果を更新の際に反映することが可能になっています。国際登録簿の更新は、保護されている区分のみが更新されるということになりますので、事前に減縮の申請をする必要がなくなりました。他方、保護されていない商品及び役務について、名義人が更新を希望するのであれば、従前のおり更新を行うことは可能です。当該オプションは、該当する権利範囲に関する審判手続きなどが継続しているような場合に想定されうるものといえるでしょう。

当該第 30 規則の改正については、2015 年 1 月 1 日以降に更新日を迎える案件であって、2015 年 1 月 1 日以降に請求された更新手続から適用されるものです。

## よくある質問：第 30 規則

以前、マドリッドハイライト No. 2/2013 において、第 30 規則に基づく更新に関しての費用計算方法を紹介させて頂いた。今回の改正によって、2015 年より更新の際の個別手数料の費用計算がことなることとなります。新たに適用される計算方法については、以下のとおりです。

### < 事例 1 >

私はエストニアの者ですが、国際登録の更新に関して更新日が 2015 年 7 月 13 日である旨を知らせる非公式の通報を受け取りました。ウズベキスタンに対して、第 5 類、第 7 類及び第 34 類を指定したところ、第 18 規則の 3(2)(ii)に基づいて、第 5 類及び第 7 類に保護が与えられました。

質問：

当該国際登録を更新する際に、ウズベキスタンによって拒絶された区分に関しては、どのように扱われるのでしょうか？

回答：

新たなデフォルトオプションを活用することにより、保護されている商品のみを更新されることとなります。つまり、出願人は2区分に相当する個別手数料を支払うことにより、第5類及び第7類のみが更新されることとなります。

#### <事例2>

私はシンガポールの者ですが、2015年2月15日に更新日を迎える国際登録があります。私の所有している国際登録は、ノルウェーに対して、第38類、第40類、第41類及び第42類を指定しています。

ノルウェーは、第18規則の3(2)(ii)に基づいて、第38類及び第41類に保護を与える旨を示し、それ以外の役務については拒絶の通知を送付しました。

本件について、来週更新の手続を請求しようと計画してありますが、以下の質問があります。

質問：

当該国際登録を更新したいのですが、更新料はどのように計算されるのでしょうか？

回答：

2015年1月1日以降に先延ばしして更新の請求をするようにすれば、新たな更新オプションを活用することができます。新たな更新オプションを活用すれば、更新料の計算の際、保護されている第38類及び第41類に相当する部分のみが算出されることとなります。したがって、あなたは当該2区分に相当する個別手数料を支払うということとなります。他方、あなたは第40類及び42類についても更新を希望することはできます。その際は、MM11様式の項目3及び4の表示をチェックし、必要な料金を支払うこととなります。

#### <事例3>

私はスロバキアのものであるが、2015年8月6日に更新日を迎える国際登録を保有しており、当該国際登録は、タジキスタンとサンマリノに対して、第4類、第6類、第8類及び第11類を指定しています。

タジキスタンは、第18規則の3(2)(ii)に基づいて、第4類に保護を与える旨を示し、それ以外の役務については拒絶の通知を送付し、サンマリノは、第4類と第8類に部分拒絶の通知をし、最終的に第18規則の3(2)(ii)に基づいて、第8類に保護を与える旨を示しました。

質問：

当該国際登録について、指定している全ての国において更新を行いたいと考えている場合、更新料はどのように計算されるのでしょうか？

回答：

国際登録の更新に際して、スロバキア、タジキスタン及びサンマリノのいずれの国もマドリッド協定及びマドリッド協定議定書の両方に加盟しているため、たとえタジキスタンとサンマリノが議定書第9条の6(1)(b)に基づく個別手数料の徴収の宣言をしていたとしても、協定による計算方法（付加手数料と追加手数料より算出）が優先することになります。したがって、更新に際して、第18規則の3(2)(ii)に基づく声明の影響は受けないものと理解されます。

したがって、更新に際しては、基本手数料に加えて、それぞれの指定国に対して100スイスフランの付加手数料（今回のケースでは2カ国）及び3区分を超える区分数に対して、1区分100スイスフランの追加手数料（今回のケースでは4区分が指定されている。）を支払う必要があります。

#### 更新が認められない旨の通報：第31規則

改正された第31規則によると、国際登録が更新されなかった結果、取消された場合、名義人、代理人及び指定締約国に通知されることになっています。

当該改正規定については、2015年1月1日以降に更新された国際登録に適用されることとなります。

更なる詳細情報については、Information Notice No. 23/2014をご参照ください。

#### マドリッド作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド制度の法的展開についての作業部会第12回セッションが2014年10月20～24日の日程でジュネーブで開催されました。43カ国（機関）のマドリッド同盟国、オブザーバーとして14カ国、3の政府間機関及び9の国際非政府機関の参加がありました。

作業文書については、以下のWIPOウェブサイトにおいて、閲覧可能です。  
[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=32427](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=32427)

結果概要は、以下のとおりです。

#### 1. 共通規則の改正提案（MM/LD/WG/12/2）

マドリッド作業部会は、2015年のマドリッド加盟国総会における共通規則の改正提案を行いました。

(a) 電子的な手続における通信の期間の不遵守（第5規則）

出願人、名義人及び官庁による国際事務局宛の電子的な手続における通信を行った際の期間の不遵守について、責めに帰すことができない一定の事由に関して、免責される手続について、規則改正の提案を行う。

(b) 標章に関する自発的な記述（第9規則）

標準文字でない場合に標章の記述を要求するような指定締約国から受ける拒絶を事前に回避することが可能にすべく、国際出願において標章に関する自発的な記載を行えるよう、規則改正の提案を行う。

(c) 事後指定（第24規則）

事後指定の際に標章の使用意思の宣言（MM18様式）が含まれていない場合、その欠陥が解消されなかった際に当該指定国においてのみ放棄されるよう、規則改正の提案する。

## 2. 国際登録の分割又は併合の記録の導入に関する提案（MM/LD/WG/12/3）

作業部会において、国際登録の分割又は併合の記録の導入に関する議論がなされました。次回会合において、国際事務局は、会合中にスイス代表团により提案された情報を考慮した上で、指定締約国がより簡便に行える運用に関する新たな文書を用意することが求められた。

## 3. 協定及び議定書第6条(2)、(3)及び(4)の運用の凍結に関する提案（MM/LD/WG/12/4）

作業部会は、国際事務局に対して、従属性に関する運用面のメリットとデメリットに関してユーザー調査を行い、理解を深めるよう要請を行った。また、作業部会は、国際事務局に対して、次回会合において、トランスフォーメーションの簡素化について考察することを求めた。また、言語の多様性に由来する基礎商標の問題についても検討すべきとされた。当該検討事項については、理解を深めるための第三者（ラテン言語以外の国）からの証言を予定しているところである。

#### 4. 代替 (MM/LD/WG/12/5)

作業部会は、国際事務局に対して、代替に関する解釈や運用の統一化を図るべく、代替に関する規則改正（第 21 規則）の提案を準備することを要請した。

#### マドリッド作業部会ラウンドテーブル

マドリッド作業部会第 12 回セッションの開催中、2014 年 10 月 23～24 日の日程でマドリッド作業部会ラウンドテーブルが開催されました。

当該イベントにて、各締約国、国際機関、非政府組織及び WIPO におけるマドリッド制度に関する情報の共有及び法的側面や運用面に関する非公式な議論などを行いました。

参加者たちは、マドリッド制度の進展、欠陥通報の削減に向けた取り組み、拒絶通報に関する各国の運用、WIPO と各国官庁の通信のやり取り等について議論を行った。マドリッド作業部会ラウンドテーブルにおいて議論されたプレゼンテーション資料は、以下の WIPO ウェブサイトより入手可能です。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=33964](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33964)

#### ○締約国情報

#### アフリカ知的財産機関 (OAPI) の加盟

2014 年 12 月 5 日にアフリカ知的財産機関 (OAPI) は WIPO 事務局長にマドリッド協定議定書 (議定書) の加入書を寄託し、93 カ国目のマドリッド同盟国になりました。同議定書はアフリカ知的財産機関 (OAPI) において 2015 年 3 月 5 日に発効します。

OAPI は、加盟に際して、以下の 2 つの宣言をしています。

1. 一つ目の宣言は、議定書第 5 条(2)(b)及び(c)に基づく宣言です。これにより拒絶通報期間が 18 月となり、意義申立てに基づく暫定拒絶通報は 18 月の期限満了後も出せるようになります。
2. 二つ目の宣言は、議定書第 8 条(7)(a)に基づく宣言です。これによりアフリカ知的財産機関 (OAPI) は個別手数料の徴収を希望することになり、アフリカ

知的財産機関（OAPI）を領域指定する国際出願、事後指定又は更新の際に徴収されます。

詳細については、**Information Notice No. 22/2014** をご参照ください。

\*OAPIは、フランス語圏を中心とするアフリカ諸国からなる知的財産権に関する国際機関です。ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、ガボン、ギニア、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ギニアビサウ、セネガル及びトーゴの17カ国により構成されています。

### ジンバブエの加盟

2014年12月11日にジンバブエはWIPO事務局長にマドリッド協定議定書（議定書）の加入書を寄託し、94カ国目のマドリッド同盟国となりました。同議定書はジンバブエにおいて2015年3月11日に発効します。

詳細については、**Information Notice No. 1/2015** をご参照ください。

### 第20規則の2(6)(b)に基づく宣言の撤回：リトアニア

リトアニア共和国の特許庁は、WIPO事務局長に対して、第20規則の2(6)(b)に基づく宣言の撤回を通知しました。したがって、2014年9月2日より、国際登録に関するライセンスの記録は、リトアニアにとって有効なものになります。

詳細については、**Information Notice No. 15/2014** をご参照ください。

### 第8規則(7)(a)に基づく宣言

#### シント・マールテン（オランダ部分）

オランダ政府は、議定書第8条(7)に基づく宣言により、国際出願、事後指定又は更新の際にシント・マールテン（オランダ部分）を指定するときは個別手数料が徴収されることとなります。当該宣言は、2014年12月1日に発効します。

国際出願又は事後指定  
（3区分まで）：298

(追加分の区分毎) : 31

国際出願又は事後指定 (団体標章の場合)

(3区分まで) : 593

(追加分の区分毎) : 61

更新

(3区分まで) : 298

(追加分の区分毎) : 31

更新 (団体標章の場合)

(3区分まで) : 593

(追加分の区分毎) : 61

詳細については、Information Notice, No. 16/2014をご参照ください。

#### 個別手数料の額の変更

アイスランド及びコロンビアを領域指定する国際出願、事後指定又は更新に関する個別手数料について、手数料の額に変更がありました。

#### ➤ アイスランド

アイスランドにおける個別手数料の変更は、2014年12月1日に発効します。

国際出願又は事後指定

(1区分) : 221

(追加分の区分毎) : 47

国際出願又は事後指定 (団体標章の場合)

(1区分) : 221

(追加分の区分毎) : 47

更新

(1区分) : 221

(追加分の区分毎) : 47

更新 (団体標章の場合)

(1区分) : 221

(追加分の区分毎) : 47

詳細については、Information Notice, No. 14/2014をご参照ください。

➤ コロンビア

コロンビアにおける個別手数料の変更は、2015年1月1日に発効します。

国際出願又は事後指定

(1区分) : 373

(追加分の区分毎) : 187

国際出願又は事後指定 (団体標章又は証明標章の場合)

(1区分) : 497

(追加分の区分毎) : 248

更新

(1区分) : 204

(追加分の区分毎) : 99

\*猶予期間に納付の場合

(区分毎) : 278

詳細については、Information Notice, No. 18/2014をご参照ください。

○マドリッド制度のポイント

### E-Renewal

E-Renewalを利用することにより、WIPO予納口座 (Current Account) 又はクレジットカード (VisaまたはMasterCard) を通じて更新料の支払いを行うことができます。しかしながら、国際登録が部分無効、減縮又は第18規則の3により一部のみが保護されている場合などについては、MM11様式を用いて更新する必要があります。

### 新たなMM11様式

MM11様式を用いて、部分無効、減縮又は指定国における最終処分を考慮した個別手数料の納付が行えるようになっていきます。

なお、拒絶されている部分について更新を希望する際は、MM11様式の項目3又は4において表示することにより、更新は可能です。その際は、別途料金が必要になります。

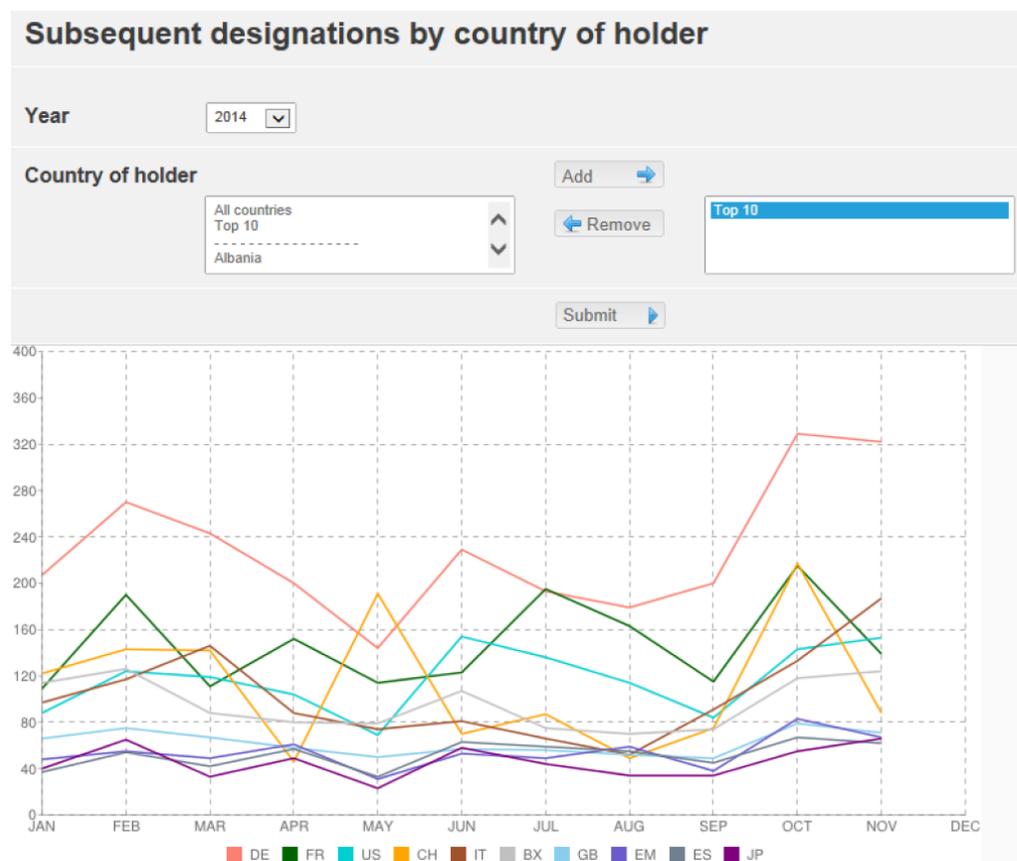
### 部分無効

国際登録の更新料については、部分無効の効果日ではなく、国際登録簿への記録日によって決定されることとなります。したがって、国際登録の更新日より前に国際事務局が部分無効に関する通報を受領していない場合は、個別手数料の計算にあたって考慮されることがありません。

### マドリッド制度に関する統計

以下のWIPOのウェブサイトにおいて、マドリッド制度に関する統計を入手することができます。例えば、以下のとおり、検索結果を表示することが可能です。

<http://www.wipo.int/madrid/en/statistics>



CP	Country of holder	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec	Total
DE	Germany	207	270	243	200	144	229	193	179	200	329	322	0	2516
FR	France	109	190	111	152	114	123	195	163	115	215	139	0	1626
US	United States of America	88	124	119	104	69	154	136	114	84	143	153	0	1288
CH	Switzerland	122	143	142	46	191	70	87	49	75	217	88	0	1230
IT	Italy	97	117	146	88	74	81	66	52	91	133	187	0	1132
BX	Benelux	114	126	88	80	79	107	75	70	74	118	124	0	1055
GB	United Kingdom	66	75	67	58	50	57	56	52	49	79	71	0	680
EM	European Union	48	55	49	61	31	53	49	59	38	83	67	0	593
ES	Spain	37	54	42	57	33	63	59	55	45	67	62	0	574
JP	Japan	40	65	33	49	23	58	44	34	34	55	66	0	501
	<b>Total</b>	<b>928</b>	<b>1219</b>	<b>1040</b>	<b>895</b>	<b>808</b>	<b>995</b>	<b>960</b>	<b>827</b>	<b>805</b>	<b>1439</b>	<b>1279</b>	<b>0</b>	<b>11195</b>

○有益な情報

### 2015年第10版ニース国際分類

第10版の新たなバージョンのニース国際分類（NCL(10-2015)）が、2015年1月1日より発効します。情報は、いかのWIPOウェブサイトより入手可能です。

<http://www.wipo.int/classifications/nice/en/>

詳細については、Information Notice, No. 20/2014をご参照ください。

### 手続コード

国際事務局に料金の支払いを行う際は、出願人又は名義人を特定するための必要な情報を表示することが求められます。銀行送金の際は、以下の手続コードをご活用ください。

CPR	継続手続
EN	国際出願
EX	事後指定

LI	減縮
LLC	ライセンスの変更
MT	名称変更（名義人の名義人・住所）
NLC	新たなライセンス
NT	二段階納付
OB	コンバージョンに基づく事後指定
RC	追加的更新
RE	更新
TR	国際登録の移転（名義変更）

### マドリッドカスタマーサービスの休暇日

国際事務局は、2014年12月25日、26日及び2015年1月1日、2日は、国際事務局は休暇日となります。

また、2014年12月24日、29～31日もマドリッドカスタマーサービスへの電話はつながらないのでご注意ください。緊急なお問い合わせがございましたら、マドリッドチームにご連絡頂くか、[intreg.mail@wipo.int](mailto:intreg.mail@wipo.int)宛てにメールをお送りください。

### WIPOにおける2015年の公式な休暇日

2015年において、国際事務局は、以下が公式な休暇日となります。

新年	2015年1月1日（木）、2日（金）
イースター（復活祭）	2015年4月3日（金）、6日（月）
聖霊降臨日	2015年5月25日（月）
Jeûne genevois	2015年9月10日（木）
Eid al-Adha	2015年9月24日（木）
クリスマス	2015年12月24日（木）、25日（金）
新年	2015年12月31日（木）、2015年1月1日（金）